

生活環境だより

令和7年11月27日 発行

発行

高遠町衛生自治会
伊那市役所 高遠町総合支所
市民福祉課 市民生活係
電話 94-2554
E-mail t-sif@inacity.jp

回 覧

大量のごみが出たときは・・・施設への直接搬入が可能です

年末は大掃除等で大量のごみが出る時期です。ごみ出しのルールは必ず守ってください。

大量のごみや指定ごみ袋に入らない大きなごみは、処理施設に直接持ち込んでください。

年末の燃やせるごみ・燃やせないごみの直接受入日は 12月30日(火)までです。

年始の受入日はいずれも 1月5日(月)からとなります。

- ・燃やせるごみ、大型可燃ごみ受入施設
上伊那クリーンセンター
(伊那市富県3790番地 電話98-8337)
- ・燃やせないごみ、粗大ごみ受入施設
クリーンセンターハ乙女
(箕輪町中箕輪3819番地 電話79-8773)



どちらの施設も受入の料金は20kgまで400円、20kgを超過した場合は10kg当たり200円かかります。直接搬入する際は、「家庭系・事業所系一般廃棄物搬入申請書」が必要です。上伊那広域連合ウェブサイトより申請書をダウンロードしてください。

【家庭ごみの野焼きは違法行為です】(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

風俗習慣上や宗教上の行事(どんど焼きなど)、また農業や林業を営む上でやむを得ず行う焼却は例外的に認められていますが、その煙や臭いなどが周囲へ迷惑をかける可能性があります。

やむを得ず焼却するときは、周辺の地域の環境保全に十分な配慮をお願いします。

「焚き火のついでに家庭ごみを燃やしている人がいる。」との苦情が多く寄せられています。不法投棄と同様に、法律に触れる行為で、5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金、又はその両方が科せられる場合があります。

(裏面もご覧ください)

ごみステーションに残されたごみ袋について

「ごみステーションに収集されないごみ袋が残っている。」と連絡をいただくことがあります。理由として、次のことが考えられます。

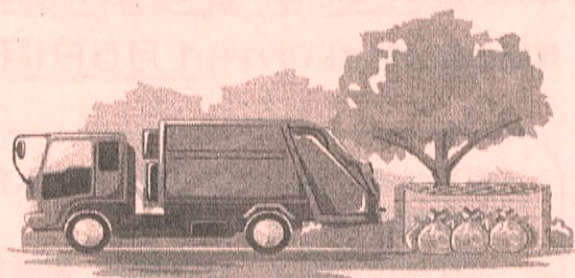
◆分別ができていない。今一度ガイドブックでご確認ください。

可燃と不燃が混ざっている。不燃の中に資源物が入っている。等収集業者が警告シール（白地に赤文字）に理由をチェックして貼っていきます。

※不法投棄物でも分別は必要です。必ず分別して出してください。

（対応）

- ・出した方に戻して分別してもらいます。
- ・出した方が不明な場合は、警告シールを参考に再度分別して、それぞれの次の収集日に出してください。



◆資源プラスチック（プラスチック製容器包装・製品プラスチック）の収集について

※ストロー、バラン、ハンガー、歯ブラシ、PPバンドなど製品プラスチックも、資源プラスチックとしては収集しています。

- ・汚れが付着していないもの（汚れはふき取るか、軽くすすぐ。）
- ・資源プラスチック以外のものは入れないでください。
- ・カップ麺の容器には、プラスチック製のものと紙製のものがあります。ラベルを確認してから出してください。
- ・プラスチック以外の素材（金属、繊維、合成ゴムなど）との複合製品は回収できません。

◆有害ごみの収集について

使用済み乾電池及び蛍光管の回収を年2回行っています。回収できるもの、回収できないものがあります。決められた集積所に出してください。

- ・ごみを出せる時間は、収集日当日の午前8時までです。
- ・ごみステーションに出せないごみがあります。詳しくは、ごみの出し方ガイドブック（2025年改訂版）で確認してください。

ごみの分別、資源化にご協力ください！